

見 積 心 得

見積書は、次に掲げる条件及び依頼文に掲げる条件に違反した場合は無効・失格となりますのでご注意ください。

また、見積書を提出した後の訂正、差し替えは一切認めませんので、十分確認の上ご提出ください。

- 1 鉛筆書きによる見積書
- 2 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書
- 3 あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない見積書も含む）
- 4 日付がない又は依頼日から見積書の提出日までの期間内の日付となっていない見積書
- 5 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない見積書
- 6 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが依頼文と一致しない見積書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- 7 郵便により提出された見積書
- 8 委任状を持参しない代理人が提出した見積書
- 9 同一事項の見積書の提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
- 10 同一人が同一事項に対して2通以上の見積書を提出した場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- 11 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の見積書
- 12 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その見積書を無効とする。
- 13 最低制限価格を設定している場合は、見積金額が最低制限価格を下回る見積書は失格とする。
- 14 工事において、見積内訳書を提出していない者が見積した見積書

※見積合わせ参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別記）を承諾のうえ、見積書の提出をしなければならない。

別記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、工種ごとに「数量×単価＝金額」で表示します。
建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。
(見積内訳書記載例2参照)
- ② また、本工事費内訳表の範囲内で種別レベル*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価＝金額」で表示してください。(見積内訳書記載例1参照)
※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」(土木部技術管理課)，第4章-11参照
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/158249.pdf>)
- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

(例1) 「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

| | 数量 | 単価 | 金額 | |
|-----|------|------------------------------|-------------|----------------|
| (誤) | 〇〇〇工 | 130 m ² × 2,508 円 | = 325,000 円 | (計算が合わないため誤計算) |
| | | | | ↓ |
| (正) | 〇〇〇工 | 130 m ² × 2,500 円 | = 325,000 円 | |

130 m² × 2,508 円 = 326,040 円となるので、326,040 円と記入するか、又は 325,000 円と見積りたい場合は、誤計算とならないよう単価を 2,500 円として記入する。

- ④ 工事価格の端数処理については、一万円未満切捨ての場合のみ認めており、一万円以上の端数処理が確認される場合は無効となりますのでご注意願います。
なお、見積内訳書と見積内訳総括表の積算に齟齬がないこと、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることも併せて確認してください。

(例2) 合計欄等で、一万円以上の端数処理は、不適切な値引きとして無効とする。

| | | | |
|------|-------------|--------------|----------------|
| (無効) | 工事原価 | 32,403,290 円 | |
| | 一般管理費 | 3,266,710 円 | |
| | 工事価格 | 35,670,000 円 | |
| | 工事価格 (端数処理) | 35,650,000 円 | (引下げ項目が不明な値引き) |

- ⑤ 見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。（数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。）

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

(誤)

| | 数量 | 単価 | 金額 |
|------|----|----|------------|
| ○○○工 | 1式 | | 1,000,000円 |
| △△△工 | 1式 | | 1,500,000円 |
| □□□工 | 1式 | | 2,000,000円 |



(正)

| | 数量 | 単価 | 金額 |
|--------|----------------------|---------|------------|
| ○○○工 | | | 1,000,000円 |
| ┌ 内訳 | └ 100m | 2,500円 | 250,000円 |
| | └ 100m | 7,500円 | 750,000円 |
| △△△工 | | | 1,500,000円 |
| ┌ 内訳 | └ 50 m ² | 10,000円 | 500,000円 |
| | └ 50 m ² | 20,000円 | 1,000,000円 |
| □□□工 | | | 2,000,000円 |
| ┌ 内訳 | └ 200 m ² | 8,000円 | 1,600,000円 |
| | └ 1式 | | 400,000円 |
| ┌ ┌ 内訳 | └ └ ◇◇工 300m | 1,000円 | 300,000円 |
| | └ └ ■■工 500m | 200円 | 100,000円 |

- ⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。
- ⑦ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので、提出する前に十分チェックしてください。